

国民保護に関する業務計画

一般社団法人京都府LPガス協会

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、一般社団法人京都府LPガス協会（以下「協会」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、協会の業務に関し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 計画実施の基本方針

1. 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
2. 国民保護措置の実施にあたっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針及びこの計画に基づき、協会の業務に係る国民保護措置を実施するものとし、次の点に留意するものとする。
 - (1) 国民に対する情報提供
インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。
 - (2) 関係機関との連携の確保
国民保護措置に関し、平素から関係省庁、地方公共団体、指定公共機関などの関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 国民保護措置の実施に関する自主的判断
国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。
 - (4) 安全の確保
国民保護措置の実施にあたっては、国及び地方公共団体の協力を得つつ、協会職員のほか、協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。
 - (5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

①国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うものとする。

②特殊標章の使用等にあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

(6) 対策本部長の総合調整

①対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

②京都府知事により避難住民に対しての救援物資の配送に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

第3節 想定する事態

1. 武力攻撃

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は複合して起こることも想定される。

(1) 着上陸侵攻

事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

事前にその活動を了測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定

(3) 弾道ミサイル攻撃

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後きわめて短時間で着弾

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2. 緊急処理事態

この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。なお、緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

3. 国民の保護のための処置(国民保護措置)

協会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の処置を実施する。

- (1) 避難住民に対するLPガス及び器具等の供給
- (2) 生活関連等施設(拠点避難施設等)の安全確保
- (3) 危険箇所等の把握及び武力災害予防のための情報提供

第2章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備

1. 協会及び会員は、国民保護措置を円滑かつ適切に実施するため、組織及び体制を整備する。

2. 前項の目的を達成するため、協会は各支部と次に掲げる事項に関し必要な連絡調整を行う。

- (1) 緊急時のための連絡網の作成、連絡体制及び参集体制の整備
- (2) 関係機関との連絡体制の整備
- (3) 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
- (4) 計画の見直し
- (5) その他必要な事項

3. 協会及び支部に事務局を置く。

第2節 協会における連絡体制等の整備

1. 協会は、役員、支部、府、市町村等関係機関との連絡体制を予め定めておくものとする。

2. 支部長は、協会本部との連絡体制を予め定めておくものとする。

3. 協会は、高圧ガス地域防災協議会等関係団体と救援物資の調達についての連絡体制を予め定めておくものとする。

4. 連絡体制は、大規模災害に対応するため策定したLPガス災害対策規程集に定める連絡体制と兼ねることができるものとする。

第3節 管理する施設等に関する備え

協会は、販売店、充填所等の施設について、武力攻撃事態等による被害が発生

した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため会員相互の応援体制の整備に努めるものとする。

第4節 LPガス輸送に関する備え

国民保護措置のための緊急用物資としてのLPガス運送手段の確保については、府内各地の運送事業者と連携し、運送手段、運送ルート確保のため、協力体制の構築に努めるものとする。

第5節 物資の備蓄

国民保護措置のための緊急用物資及び資機材の備蓄については、供給要請先と連携を図り、備蓄数量等の確実な把握に努めるものとする。

第6節 LPガス安定供給

国民保護措置のための緊急用燃料供給の安定を図るため、協会は、LPガス卸事業者、LPガス充填所等の関連事業者との協力、連携を図るものとする。

第7節 訓練の実施

京都府、市町村が実施する国民保護措置についての訓練について、協会及び各支部において積極的に参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 京都府LPガス協会国民保護対策本部の設置

1. 協会は、京都府国民保護対策本部が設置された場合には、協会内に会長を長とする京都府LPガス協会国民保護対策本部を設置し、武力攻撃事態等における協会救援活動の立ち上げに万全を期すこととし、対策本部の業務は次のとおりとする。

- (1) 被害状況の調査及び報告に関すること
- (2) LPガス救援物資の提供及び輸送に関すること
- (3) LPガスに関する専門的助言に関すること
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他、武力攻撃事態等によるLPガス関係施設の災害拡大防止に関し必要とされる事項

2. 会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を代行する。

第2節 職員の派遣

協会は、京都府国民保護対策本部等から要請があった場合には、会員を派遣して、京都府国民保護対策本部の支援を行うものとする

第3節 専門的助言

協会は、京都府国民保護対策本部等からLPガス及び関係施設に関する知識助言を求められた場合には、専門的立場からの助言を行うものとする

第4節 被災情報の収集及び報告

協会は、支部及び関係施設管理者等からその管理する施設及び設備に関する被災情報等を収集し、これらの情報を府に速やかに報告するものとする。

第4章 応急の復旧

協会は、会員の管理する施設及び設備が武力攻撃により被害を生じたときは、当該施設及び設備管理者に対し、応急の復旧に必要な措置等について協力するものとする。

また、会員は相互に協力し速やかな応急復旧がなされるよう努めるものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態においては武力攻撃事態等に準じた対処を行うものとする。